

## 自動販売機設置事業者募集要項

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所（以下「法人」という。）が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

### 1 公募物件

所在地（住居表示）	設置場所	設置面積	台数	最低貸付料 （年額）	位置
羽曳野市尺度 442	北棟 西側入口（屋外）	1㎡以内	1台	17,300円	図1

※ 設置面積には、使用済み容器の回収ボックスを含みません。

### 2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること
  - ① 成年被後見人
  - ② 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
  - ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - ④ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - ⑥ 破産者で復権を得ない者
- (2) 次の①から⑧までのいずれにも該当しない者（①から⑧までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後 2 年を経過した者を含む。）であること。
  - ① 法人との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - ② 法人が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ③ 落札者が法人と契約を締結すること又は法人との契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ④ 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所会計規程（平成 24 年 4 月 1 日規程第 22 号）第 28 条の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - ⑤ 正当な理由がなく法人との契約を履行しなかった者
  - ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履

行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

- ⑦ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ⑧ 公募開始の日から審査結果を通知する日までの期間について、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所入札参加停止要綱又は大阪府入札参加停止要綱に基づき入札参加停止の措置を受けている者
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること（該当についてのみ。）。
- (4) 事業を行う上での必要な法的資格を有するもので、日本国内に営業所又は事務所を有していること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当しない者であること。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (7) 府税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近 1 事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

### 3 公募条件等

#### (1) 貸付料等

##### ① 貸付期間

貸付期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日とします。

##### ② 貸付料 ※貸付料は、消費税の対象ではありません。

法人が設定する最低貸付料以上で申し込みのあったもののうち、最高の応募価格をもって貸付料とします。

応募価格は年額貸付料とし、百円単位とします。

貸付料は法人の発する請求書により、法人の指定する期限までに全額納入してください。

##### ③ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

また、光熱水費は全額を設置事業者の負担とし、法人の指定する期限までに全額納入してください。光熱水費の額は、次の計算によるものとします。

#### 【電気使用料】

自動販売機に設置する電気量子メーターの指示値により計測した使用量に電気料金単価（税込）、燃料費調整単価（税込）、及び再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（税込）

をそれぞれ乗じて積算した額の合計額とします。

なお、設置する電気量子メーターについては適正なものとし、その設置費用は設置事業者の負担とします。

④ 設置方法等

自動販売機は、設置位置図に示した場所に、公募物件に示した設置面積を超えないものとし、十分な転倒防止措置を行い、安全設置してください。

(2) 貸付上の制限

次のことを遵守してください。

- ① 貸付上の条件を遵守し、財産貸付料及び光熱水費の費用を期限までに確実に納付すること。
- ② 貸付期間中に2 - (3)にかかる許認可等の取消しを受けていないこと。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、法人の指示に従うこと。
- ⑤ 酒類の販売は行わないこと。
- ⑥ 販売品目は飲料品(乳飲料を含む。)とし、標準小売価格より高い価格で販売しないこと。
- ⑦ 次に示す販売品目の条件を満たすこと。

販売品目の条件
販売する商品は、缶又はペットボトルなど密閉式の容器とし、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。

(3) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。  
また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。  
なお、自動販売機の所有、設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに当該他者との間で委託契約、協定を締結等していなければならないものとします。その場合にあっては、設置事業者として決定を受けた後、当該委託契約書、協定書等の写しを法人に提出しなければなりません。
- ② 自動販売機に併設して、原則として販売する飲料の容器(缶・ペットボトル等)の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを各1個以上の割合で設置するとともに、自社他社製品問わず、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ④ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全設置すること。
- ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については設置事業者の責において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(4) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了又は本貸付に係る契約が解除された場合は、速やかに原

状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を法人に請求することができません。

#### 4 参考データ

- (1) 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所（羽曳野市尺度 442）  
職員数 約 170 人
- (2) 農業大学の生徒数 約 40 人
- (3) 来所者数 月約 600 人
- (4) 公募対象の自動販売機の売上額及び月間電気料（令和 5 年 1 月～令和 5 年 12 月）

設置場所	種類	年間売上額	月間電気料（平均）
北棟 西側入口 (屋外)	缶・ペットボトル	643,850 円	2,384 円

※売上額は、設置事業者の申告によるものです。

※売上を保証するものではありません。

## 5 応募申込手続き

### (1) 申込方法

#### ア 提出方法

申請書類は持参または郵送とする。

#### イ 提出期間

持参の場合：令和6年1月30日(火)から同年2月22日(木)まで

(午前10時から正午まで及び、午後1時から午後4時まで。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く)

郵送の場合：令和6年2月22日(木)午後4時必着

簡易書留や特定記録郵便等の配達記録が残るもの(総務省の認可を受けた民間事業者が行う配達記録が残る信書便を含む)とすること。

#### ウ 提出先

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 総務部 財務グループ

※持参の場合は事前に電話で提出日時を連絡すること。

〒583-0862 羽曳野市尺度 442

電話番号：072-958-6553

### (2) 必要な書類(各1部)

- ① 応募申込書(法人所定様式)
- ② 誓約書(法人所定様式)
- ③ 誓約書(暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨の誓約書)(法人所定様式)
- ④ 販売品目(法人所定様式)
- ⑤ 設置を希望する自動販売機のカタログ
- ⑥ 2-(3)にかかる許認可等の免許証の写し(該当についてののみ。)

### (3) その他

電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

## 6 設置事業者の決定

(1) 設置事業者の決定は、提出された応募書類の審査を行い、法人が設定する最低貸付料以上で最高の応募価格で申し込みを行った者とします。なお、販売品目の売値は、審査の対象となりません。

(2) くじによる設置事業者の決定

最高となるべき応募価格での申し込みが2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより決定します。

(3) 設置事業者の公表

設置事業者を決定したときは、応募者に通知するとともに、法人ホームページに決定者の

氏名（法人の場合は法人名）、応募価格及び応募者数の法人・個人の区分を掲載します。

(4) その他

設置事業者の決定は、令和6年2月29日(木)の予定。

7 設置事業者決定後の手続き

設置事業者に決定した者は、原則として令和6年3月7日(木)までに、法人が別途送付する財産貸付申込書を法人担当者宛に提出してください。併せて、「2 応募資格要件」(6)に記載する税の納付の証明として、府税事務所の発行する全税目の納税証明書(「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書)と税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書(いずれも発行日から3か月以内のものに限る。)を提出してください。なお、自動販売機の設置管理・商品補充等を行う者が設置事業者(応募者)と異なる場合は、当該事務に関して両者間で締結された委託契約書又は協定書等の写しを、提出してください。

8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに手続きに応じなかった場合。
- ② 設置事業者が応募者の資格を失った場合。

9 その他

本手続きに関する一切の費用については、設置予定事業者の負担とします。

募集に関する問い合わせ先

羽曳野市尺度 442

地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所

総務部 財務グループ

電話 072-958-6553



## 誓 約 書

私は、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所が実施する自動販売機設置事業者の募集の申込みに当たり次の事項を誓約します。

- 1 応募申込書の提出に際し、自動販売機設置事業者募集要項について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。
- 2 自動販売機設置事業者募集要項の「2 応募資格要件」に定める必要な資格を有します。
- 3 設置事業者の決定に関して、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所ホームページに決定者の氏名（法人の場合は法人名）、応募価格及び応募者数の法人・個人の区分を掲載することに同意します。

令和 年 月 日

地方独立行政法人  
大阪府立環境農林水産総合研究所  
理事長 石井 実 様

住 所  
(所在地)

氏 名

〔 法人名 〕  
〔 代表者名 〕

印



(暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約)

## 誓約書

私は、貴法人が大阪府暴力団排除条例に基づき、法人の事務及び事業によって暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を公有財産の管理、処分から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

### 記

※誓約・同意事項を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

1 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者のいずれにも該当しません。	はい・いいえ
2 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者の該当の有無を確認するため、貴法人から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。	はい・いいえ
3 私は、貴法人が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報を大阪府警察本部長へ提供することに同意します。	はい・いいえ
4 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないことに同意します。	はい・いいえ

地方独立行政法人

大阪府立環境農林水産総合研究所

理事長 石井 実 様

令和 年 月 日

住 所

(所在地)

氏 名

印

法人名

代表者名

生年月日

## 販 売 品 目

メーカー名	商品名	規格	定価	売値	備考

- (注) 1. この「販売品目一覧表」は、応募者が予定している主力商品のメーカー名、商品名、規格、定価(税込)、売値(税込)を記載する。
2. 応募者が設置を希望する自動販売機のカatalogを必ず添付すること。